

川西市民間賃貸住宅住替補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て住宅促進区域内において若年世帯及び子育て世帯が暮らしやすい良質な住宅及び住環境の確保を支援するとともに、兵庫県外からの住替えを促し、若年世帯及び子育て世帯の本市への転入及び定住並びに地域の活性化を促進することにより、持続可能で生活の質が高いまちづくりに資することを目的として、本市の子育て住宅促進区域内に存する民間賃貸住宅（公営住宅を除く賃貸住宅をいう。以下同じ。）に若年世帯及び子育て世帯が住み替える場合に要する費用の一部を補助するに当たり、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て住宅促進区域 兵庫県が定める子育て住宅促進区域の指定等に関する要綱第4条の規定により兵庫県知事が指定した本市内の区域をいう。
- (2) 若年世帯 夫婦（内縁関係（婚姻の届出をしていないが、婚姻に準ずる関係をいう。）、同性婚（同性同士において社会観念上夫婦と同様であると認められる関係を形成する者同士の関係をいう。）その他これらと同視するべき関係を含む。）の満年齢の合計が80歳以下であるもののみの世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及びその親を含む世帯員で構成される世帯をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助事業の対象となる民間賃貸住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものでなければならない。

- (1) 本市の子育て住宅促進区域内にあること。
- (2) 第4条に規定する本件補助対象者が令和7年7月1日以降に賃貸借契約を締結したものであること。
- (3) 住戸面積（建物（区分所有建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の建物をいう。）にあっては、専有部分）の住居部分に係る壁芯に囲まれた延べ面積をいう。）が55平方メートル以上であること。
- (4) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物にあっては、別表第1に定める耐震基準を満たすもの又はその他の措置により当該建築物の居住者、利用者等の安全が確保されるものとして、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士の確認を受けたものであること。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助（以下「本件補助」という。）を受けることができる者（以下「本件補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する世帯の構成員とする。

- (1) 対象住宅の賃貸借契約を締結する前に、市が指定する方法による事前募集に応募すること。
- (2) 世帯の構成員のいずれかが、令和7年7月1日から令和8年3月31日までの間に兵庫県外から対象住宅に住み替え、かつ、当該住み替えた日（以下「住替日」という。）から第7条の規定による補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）まで当該対象住宅に継続して居住していること。
- (3) 住替日において若年世帯若しくは子育て世帯であること又は住替日から1年以内に若年世帯若しくは子育て世帯となった世帯であること。
- (4) 申請日から5年以上本市内に居住する意思を有していること。
- (5) 市区町村民税を滞納していないこと。
- (6) 本件補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 本件補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、兵庫県移住支援事業の補助を受けたことがないこと。
- (8) 本件補助対象者の世帯に属する全ての構成員が、過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

（補助金の額）

第5条 本件補助に係る補助金（以下「本件補助金」という。）の額は、25万円とする。

（補助金の交付件数）

第6条 本件補助金の交付件数は、予算の範囲内で市長が決定する。

（補助金交付申請）

第7条 本件補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、住替日から1年を経過するまでの日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、添付の必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 住替後の世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄を記載したものに限る。）
- (2) 若年世帯のうち法律上の婚姻関係にない夫婦にあっては、婚姻に準ずる関係があることがわかる書類
- (3) 妊娠による出産予定等の子のみの子育て世帯にあっては、妊娠その他の事実を証する書類
- (4) 対象住宅に係る賃貸借契約書の写し（第3条に掲げる要件に適合していることを確認できる記載のあるものに限る。）

(5) アンケート

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、本件補助金の交付を申請するときは、対象住宅に住み替えた後、市のホームページ、広報誌その他の広報媒体に事例として掲載することあらかじめ同意しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による本件補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定について、補助金交付決定通知書（第2号様式）又は補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条第2項の規定による補助金交付決定通知書による本件補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、補助金交付請求書（第4号様式）により、本件補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による本件補助金の交付の請求を受けたときは、内容を審査の上、その請求に係る本件補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本件補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱又は関係法令に違反したとき。

(3) 前号のほか、市長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により本件補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により本件補助金の交付決定を取り消した場合において、既に本件補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還請求書（第6号様式）により、既に交付した補助金の全部の返還を同項の規定により交付決定を取り消された者に求めるものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者等は、市長が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第4号関係）

	耐震診断区分	構造区分	耐震基準
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が1.0以上
(2)	市町が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が1.0以上
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標(Is)が0.6以上
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2017年版）による耐震診断	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標(Is)を構造耐震判定指標(Iso)で除した値が1.0以上
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造	
(6)	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。
(7)	上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記(1)から(6)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。